

障害者活躍推進計画

令和7年4月1日

機関名	中川村
任命権者	中川村長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
中川村における障害者雇用に関する課題	中川村においては、平成30年4月から法定雇用率が2.5%となったことにより、法定雇用率が未達成であったことが発覚した。このため、令和元年から令和2年を計画期間とする障害者採用計画を作成し、採用活動を行い、令和元年度中に法定雇用率を達成するに至った。
目標	
1. 採用に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> 在籍する雇用障害者数が法定雇用率を下回らない。 (令和7年6月1日時点) 法定雇用率以上 (参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率: 2.27% (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
2. 定着に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> なし 今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定
3. ワーク・エンゲージメントに関する目標	<ul style="list-style-type: none"> 初年度の基準を上回る ※初年度には実態に関するデータを収集する。 (評価方法) 在籍している障害者に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 障害者職業生活相談員の選任義務（障害者雇用数5人以上）の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設置し、直接該当職員に周知する。 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口への相談の他、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。